

事業者の皆さまへ

保管用地の届出の手引

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例

令和7年6月

京 都 市

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例では、事業者の皆様が自ら行う処理の過程で生じた自社物（自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物のこと）を保管しようとするときは、あらかじめ、保管する用地について必要な事項を京都市長へ届け出ることを定めています。

1 届出が必要な保管用地

自社物を保管するため、京都市内に設けた300平方メートル以上の保管用地について届出が必要です。ただし、産業廃棄物を排出した場所において保管する場合は、届け出る必要はありません。

<法律による届出が必要な保管とは>

建設工事の元請業者が、工事現場から排出した産業廃棄物（建設工事に伴い生じる産業廃棄物）を排出場所以外の場所で自ら一時保管する場合や中間処理するために保管する場合



保管等の計画が具体的になった時点で、**法律**による届出をしてください。

<条例による届出が必要な保管とは>

自社の工場・事業場から排出した産業廃棄物（建設工事に伴い生じる産業廃棄物を除く）を、工場・事業場以外の場所で自ら一時保管する場合や中間処理するために保管する場合



保管等の計画が具体的になった時点で、**条例**による届出をしてください。

注1 平成23年4月1日現在、すでに条例による届出をされている方などで、建設工事から発生した産業廃棄物を保管されている方は、平成23年6月30日までに、法律による届出を新たに行ってください。

注2 保管用地の面積は、保管のために設置した囲いの面積で算定します。囲いの面積によって算定することが適当でない場合には、保管をする可能性のある場所すべてを対象として算定します。

注3 同一事業者が近傍に複数の保管用地を使用しているとき、分けられ又は

道路等により隔てられている場合であっても、一体として機能しているときは、その合計面積により届出対象となることがあります。

注4 借地も届出対象となります。

<届出を要しない保管について>

以下に掲げる保管については、保管用地の届出は必要ありません。

- ・産業廃棄物を排出した場所での保管
- ・面積が300平方メートル未満である保管用地での保管
- ・産業廃棄物処理業の積替保管施設や中間処理施設の敷地内での保管
- ・設置許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内での保管
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

2 届出先

産業廃棄物事業場外保管届出書（特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書）又は保管用地届のほか必要な書類を添えて、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課に届け出てください。なお、届出に当たり御不明な点は、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課に御相談ください。

(1) 法律による届出

ア 産業廃棄物を保管するとき

様式第2号の4（ページ8）に必要書類を添付して御提出ください。

イ 特別管理産業廃棄物を保管するとき

様式第2号の10（ページ11）に必要書類を添付して御提出ください。

(2) 条例による届出

第1号様式（ページ14、15）に必要書類を添付して御提出ください。

3 届出に必要な書類

(1) 主な記載事項

- ア 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者名、事務所の所在地）
- イ 保管用地の所在地、面積
- ウ 保管する産業廃棄物の種類
- エ 保管する産業廃棄物の数量（保管の上限等）

オ 保管の方法（積上げの高さ等）

カ 保管の開始予定年月日

(2) 添付書類

ア 保管用地の所在地に係る登記事項証明書（登記簿に記録した事項の全部を証明するもの）

イ 保管用地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写し等使用の権原を証する書類

ウ 保管用地の位置が把握できる付近の見取図

エ 保管用地内が把握できる平面図や施設配置図

オ その他添付が必要となる書類

a 保管する産業廃棄物の荷重が直接保管場所の囲いにかかる構造である場合は、その構造を明らかにする図面及び当該荷重に対して構造耐力上安全であることを証明する書類

b 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合、排水溝その他の設備及び保管用地の底面を覆う不浸透性の材料に関する書類

c 中間処理のための保管を行う場合は、中間処理施設の処理能力を証する書類

d 保管用地の全容が把握できる写真

e 保管用地の面積や保管しようとする産業廃棄物の数量又は高さの算定根拠資料

f 保管後に処分を委託する場合の産業廃棄物の搬出先を証する書類（搬出先の産業廃棄物処分業許可書の写し又は搬出先との処分委託契約書の写し）

4 変更・廃止

保管用地の届出内容に変更がある場合や保管をやめる場合にも届出は必要になります。

(1) 法律による届出

ア 届出内容に変更がある場合

様式第2号の5（ページ9）又は様式第2号の11（ページ12）を御提出ください。

イ 保管をやめる場合

様式第2号の6（ページ10）又は様式第2号の12（ページ13）を御

提出ください。

(2) 条例による届出

ア 届出内容に変更がある場合

第2号様式（ページ16）を御提出ください。

イ 保管をやめる場合

第3号様式（ページ17）を御提出ください。

5 非常災害時の保管

非常災害のために必要な応急措置として、自社物を保管した場合（京都市内に設けた300平方メートル以上の保管用地での保管に限る。）は、その保管した日から数えて14日以内に、届け出てください。

詳しくは、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課に御相談ください。

6 注意事項

- (1) 産業廃棄物を保管する場合、適切に保管できる量（保管量は積替えるための保管の場合、保管一日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないこと、中間処理のための保管の場合は、14日分を超えないこと。）、あらかじめ運搬先が定められていること、産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないことなど、法律による処理基準を遵守し、適正に保管する必要があります。
- (2) 届け出された保管用地では、届出者以外の産業廃棄物を保管することはできません。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）により、一定規模以上の建設工事については分別解体、再資源化等が義務付けられています。

7 保管場所の表示

保管用地には、外部から見やすい場所に次の事項を表示した掲示板（縦及び横そ

れぞれ60センチメートル以上)を設置してください。

＜掲示板の例＞

〇〇建設保管用地（保管用地である旨の表示）	
届出者の氏名、名称	〇〇〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇
連絡先	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 電話（〇〇〇）〇〇〇－〇〇〇〇
保管する廃棄物の種類	コンクリートがら、がれき類
保管することができる廃棄物の数量	100立方メートル
積み上げることができる産業廃棄物の高さの限度	2メートル

8 運搬指示票制度

自社物を保管用地に搬入するとき又は保管用地から搬出するときは、事業者は運搬者に運搬指示票（第4号様式、18ページ）を交付し、運搬者はこれを携行しなければなりません。また、交付した運搬指示票の保存期間は3年間となります。

注 運搬指示票の交付・携行は、保管用地が届出対象外（300平方メートル未満）であっても必要になります。

9 罰則

保管用地の届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金（法律による届出が必要な場合）、又は5万円以下の過料（条例による届出が必要な場合）に処せられることがあります。

また、保管用地における表示義務や運搬指示票の交付義務などに関する違反についても5万円以下の過料に処せられることがあります。

お問い合わせ、届出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

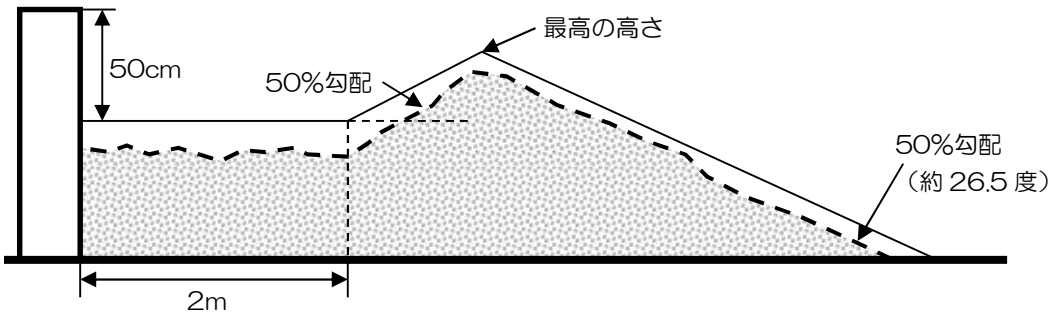
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

電 話 075-222-3957 FAX 075-221-6550

H P <https://sanpai.city.kyoto.lg.jp/application/hokanyochi/>

産業廃棄物処理基準

産業廃棄物の収集、運搬、処分に係る保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、以下の基準を遵守することが義務付けられています。

産業廃棄物処理基準	
① 積替えのための保管の場合は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。	
② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。	
③ 見えやすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨等を表示した掲示板が設けられていること。	
④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。	
● 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。	
● 野外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること。	
・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%（角度にして約26.5度）以下	
・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下とし、2m以上の勾配は50%以下	
	
⑤ 積替えのための保管の場合は、保管する産業廃棄物の数量が、その保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。	
処分のための保管の場合は、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。	
⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
(宛先) 京都市長		
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 第12条第4項		
保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	㎡
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
（宛先）京都市長		
届出者 住所 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
年 月 日	
（宛先）京都市長	
届出者 住所 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る 保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の 規定により届け出ます。	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 年 月 日 （宛先）京都市長 届出者 住所 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 第12条の2第4項 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	㎡
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 年 月 日 （宛先）京都市長 届出者 住所 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
年 月 日	
(宛先) 京都市長	
届出者	
住所	
氏名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6において準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本産業規格 A列4番)

第1号様式（第3条関係）

（表 面）
保 管 用 地 届

（宛先） 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条 ☐ 第1項 ☐ 第2項 の規定により届け出ます。			
保管用地	所 在 地		
	面 積		平方メートル
	所有者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
保管する産業廃棄物	種 類		
	数 量		立方メートル トン
産業廃棄物の保管の方法	保管する産業廃棄物の高さの限度		メートル
	環境の保全のための措置	保管用地の底面	
		その他の環境の保全のための措置	

(裏 面)

産業廃棄物の処理に関する計画	保管する産業廃棄物の主な搬入元		
	保 管 す る 目 的	☐ 積替え	☐ 中間処理
	処 分 の 委 託	☐ する	☐ しない
	保管後の産業廃棄物の主な搬出先		
届 出 者 の 業 種			
保管用地の使用開始予定年月日又は使用開始年月日		年 月 日	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 面積の欄には、中間処理のための保管を行う場合は、産業廃棄物の搬入に係る保管用地及び処理された産業廃棄物の貯留に係る保管用地の合計面積を記入してください。
- 3 種類の欄には、保管用地で保管する産業廃棄物の種類を全て記入してください。
- 4 数量の欄には、保管する産業廃棄物の最大の数量を記入してください。
- 5 保管する産業廃棄物の高さの限度の欄は、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にのみ記入してください。
- 6 保管用地の底面の欄には、当該底面から地下への浸透を防止するための措置の内容を記入してください。
- 7 その他の環境の保全のための措置の欄には、産業廃棄物の飛散若しくは流出、悪臭の発散、ねずみの生息又は蚊、はえその他の害虫の発生を防止するための措置の内容を記入してください。
- 8 この届出書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 保管する産業廃棄物の荷重が直接保管場所の囲いに掛かる構造である場合 その構造を明らかにする図面及び当該荷重に対して構造耐力上安全であることを証する書類
 - (2) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合 排水溝その他の設備及び保管用地の底面を覆う不浸透性の材料に関する書類
 - (3) 中間処理のために保管する場合 中間処理施設の処理能力を証する書類

第2号様式（第5条関係）

保 管 用 地 変 更 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。	
保 管 用 地 の 所 在 地	
変 更 の 予 定 年 月 日	
変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

第 3 号様式（第 6 条関係）

保 管 用 地 廃 止 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。	
保 管 用 地 の 所 在 地	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日

第 4 号様式（第 9 条関係）

運 搬 指 示 票						
交 付 年 月 日	年 月 日		交 付 し た 者 の 氏 名			
事 業 者	氏名又は名称					
	住所又は主たる事務所の所在地					
	電話 ー					
産 業 廃 棄 物 □特別管理産業廃棄物 □特別管理産業廃棄物 以外の産業廃棄物	種 類	☐ 燃え殻	☐ 廃プラスチック類	☐ 動物系固形不要物	☐ 鉱さい	□ 廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律施行 令第 2 条第 1 3 号に掲げる 廃棄物
		☐ 汚泥	☐ 紙くず	☐ ゴムくず	☐ がれき類	
		☐ 廃油	☐ 木くず	☐ 金属くず	☐ 家畜ふん尿	
		☐ 廃酸	☐ 繊維くず	☐ ガラスくず、コンクリートく ず又は陶磁器くず	☐ 家畜の死体	
		☐ 廃アルカリ	☐ 動植物性残さ		☐ ばいじん	
	数 量	立方メートル		ト ン	荷 姿	
搬入元である事業場又は 保管用地	名 称					
	所 在 地					
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に伴って生じた産業廃棄物					☐ 有 ☐ 無	
搬出先である産業廃棄物 処理施設又は保管用地	名 称					
	所 在 地					
運 搬 予 定 年 月 日	年 月 日		運搬の業務に従事する者の氏名			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 荷姿の欄には、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記入してください。

3 搬入元である事業場又は保管用地の欄は、保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にのみ記入してください。

4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に伴って生じた産業廃棄物の欄は、保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にのみ記入してください。

5 搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管用地の欄は、保管用地から産業廃棄物を搬出する場合にのみ記入してください。